

委員会提出議案第15号

三田市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

三田市議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和6年3月5日提出

議会運営委員会委員長 今北義明

## 三田市議会規則第 号

### 三田市議会傍聴規則の一部を改正する規則

三田市議会傍聴規則（昭和48年三田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第4号中「外とう、えり巻の類を着用しないこと」を「コート、マフラー、傘、録音機等に類するものを着用し、又は使用しないこと」に改め、同号ただし書中「議長の許可を得たとき」を「必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

#### 付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

三田市議会傍聴規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 省略 (傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病气その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(5)～(8) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第7条 省略 (傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 帽子、コート、マフラー、傘、録音機等に類するものを着用し、又は使用しないこと。ただし、病气その他の理由により必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</p> <p>(5)～(8) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>